Luminers 利用規約（求人企業向け）

第 1 条（目的）

「Luminers 利用規約（求人企業向け）」（以下「本規約」といいます）は、株式会社ルミネ（以下「当社」といいます）と求人企業（次条に定めます）との間の、本サービス（次条に定めます）の利用等に関する契約（以下「本契約」といいます）の成立及び内容等について定めることを目的とします。

第 2 条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号の通りとします。

(1) 「本サービス」とは、当社が提供する、求人企業から受領した求人募集と会員のマッチングを行う人材紹介サービス「Luminers」及び「Luminers Jobs」をいいます。主に、求人企業に対する各種情報提供、本サービスの利用に必要な情報システム（第 5 条 4 項に定める勤怠管理システム、マッチングシステムを含みます。以下「本システム」といいます）の提供及び会員の紹介・会員との間の雇用契約締結のあっせんを行います。

(2) 「求人企業」とは、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます）を当社に提出し、第４条第１項に基づき当社との間で契約が成立した者をいいます。

(3) 「会員」とは、求職の申し込みを行う個人であって、本サービスを通じて求人案件に応募申し込みを行う者をいいます。

(4) 「労働者」とは、求人企業が採用を決定し、求人企業との間で雇用契約関係が締結された会員をいいます。

第 3 条（本規約の適用範囲及び変更）

1. 本規約は、第４条第１項に基づく本契約の成立後、求人企業が本サービスを利用する場合に適用されます。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、求人企業の事前の承諾なしに、本規約を次項に定める方法により変更できるものとします。
   (1) 変更の内容が求人企業の一般の利益に適合するとき。
   (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
3. 前項に基づく変更に当たっては、当社は、効力発生日を定めた上、その効力発生日までに本規約を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を本システム上において提示することにより求人企業に周知します。

第 4 条（本契約の成立について）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます）は、本規約及び別途定める利用規約細則（以下「利用細則」といいます）の内容に同意のうえ、申込書に必要事項を全て記入し、当社に提出するものとします。当社が当該申込書を受領し、これを承諾した時点で、利用希望者と当社との間に、本規約、申込書及び利用細則を内容とする本契約が成立するものとします。
2. 利用希望者は、当社に対し、申込書を当社に提出する際に、又は当該申込書の提出後速やかに、利用希望者又は利用希望者の事業に関連する事項として当社が指定する事項に関する情報・資料等を当社が指定する方法により提出するものとします。

第 5 条（サービスの提供等）

1. サービスの提供範囲について
   (1) 本サービスは、本契約を締結した求人企業のみが利用できるものであり、求人企業は第三者に本サービスを利用させることはできないものとします。
   (2) 本サービスを通じて紹介した会員の就業先は、原則として当社が運営するルミネ又はニュウマンに求人企業が出店する店舗とします。
2. 紹介の依頼
   求人企業は、本契約の有効期間中、当社に対して、職業安定法第 5 条の 3 第 2 項に定める労働条件その他希望する求人の条件（以下「求人条件」といいます）ごとに、求人条件を明示する文書（以下「求人票」といいます）を本システム、書面、電子メール、その他当社と求人企業間で合意した方法により交付又は通知して、人材の紹介を依頼します。なお、求人票の内容が法令に違反するとき、賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認められるとき、又は必要な記載が欠けているとき等は、当社は求人票を受理しないこと及び求人票の公開の差し止めができるものとします。
3. 選考及び採用
   (1) 選考は、求人企業が、原則として本システムから確認できる会員の情報に基づき行います。求人企業は、当社が紹介した会員の選考を自らの責任で行ったうえ、適当と認めた場合には、自らの責任において当該会員を労働者として採用するものとします。この際、当社は求人企業に対し選考及び採用について適宜必要なアドバイスを行い、又は当社がなし得るその他の支援を行うものとしますが、当社は選考に関与することはなく、選考から採用までの過程について、当社は一切の責任を負わないものとします。
   (2) 求人企業は、選考の結果を、当社が指定する方法により会員に通知するものとします。
   (3) 雇用契約は、会員と求人企業との間の合意により成立するものであり、会員と求人企業との間の雇用契約は、求人企業からの採用の通知を会員が受領した時点で成立します。
   (4) 求人企業は、当社から紹介を受けた会員の採用を決定した場合には、当該会員に対して、労働基準法第 15 条に基づく労働条件明示書面（採用を決定した事実、給与の額及び交通費の支払い条件等を確認できる書面。以下「労働条件通知書」といいます）を求人企業の責任において交付し、求人企業及び当該会員との間で雇用契約を締結するものとします。
   (5) 求人企業は、本サービスを通じて会員との間で雇用契約を締結した場合には、その都度、当社に対して、直ちに労働条件通知書の他当社が求める情報・資料等を、本システム又は電子メール等を利用する方法により提供することとします。
4. 勤怠管理システムの利用
   (1) 求人企業は、別途当社が定める機能を有する勤怠管理システム（以下「勤怠管理システム」といいます）を利用することができるものとします。
   (2) 当社は、労働者が勤怠管理システムにて申請した情報（勤務開始時間及び勤務終了時間、交通費等）であって、求人企業が承認した情報に基づき勤怠管理システムに関連する本サービスを提供するものとし、求人企業はこれに同意するものとします。
   (3) 当社は、勤怠管理システムに関連する本サービスが特定の目的に適合すること、期待する機能、商品的価値、正確性・有用性を有すること、勤怠管理システムの利用が求人企業に適用ある法令又は業界団体の内部規則に適合すること、及び、不具合が生じないことについて一切保証しないものとします。
   (4) 勤怠管理システムを利用する場合であっても、求人企業は、自己の責任で必要なデータのバックアップを確保するものとし、勤怠管理システム上に登録した求人企業のデータの滅失・破損について、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

(5) 勤怠管理システムに関連して求人企業と労働者又はその他の第三者との間で生じた取引、連絡、紛争等については、当社は、一切の責任を負いません。

5. レビュー機能

求人企業は、自らが入力した労働者の評価査定（以下「レビュー」といいます）が本システムに掲載され、本サービスを通じて労働者本人及び他の求人企業に提供されることがあることを了承するものとします。

6. 連絡手段

(1) 求人企業と当社との間及び求人企業と会員との間の連絡は、当社が指定する方法により行うものとします。

(2) 求人企業は、本システム及び当社からの電子メール等を受信できるように設定するものとします。

第 6 条（求人企業の禁止事項）

1. 求人企業は、第 5 条第 3 項に定める選考及び採用の際、当社が紹介した会員を性別、年齢その他属性により差別的に取り扱ってはならないものとします。
2. 求人企業は、会員と雇用契約を締結した場合、求人企業の都合（求人企業が自社の従業員を手配できた等）により、労働者の承諾なく一方的に当該雇用契約を解除することはできないものとします。但し、求人企業と労働者が双方で合意した場合や、求人企業の責めによらない事由（予定していた就業先がやむを得ない事情により休業になった場合等）による場合はこの限りではありません。

第 7 条（求人企業の義務）

1. 求人企業は、採用に際し、各種労働関係法令（労働基準法、労働契約法、職業安定法及びこれらの政省令、ガイドライン等を含みますが、これらに限りません）を遵守し、労働者の保護に努めなければなりません。なお、求人企業が求める場合には、当社は必要と認める範囲内で各種労働関係法令の遵守につき求人企業に対し助言するものとします。
2. 求人企業は、真実、正確かつ最新の情報・資料等を当社に提出しなければならないものとし、当社に提出した情報・資料等に変更があった場合、遅滞なく当社の定める方法により当社及び会員に変更事項を通知し、当社が要求する情報・資料等を提出するものとします。
3. 各種労働関係法令（労働基準法、労働契約法、職業安定法及びこれらの政省令、ガイドライン等を含みますが、これらに限りません）及び本規約、申込書及び別途定める利用細則に基づき、当社が要求する情報・資料等の提出を当社の指定する方法により遅滞なく行うものとします。
4. 求人企業は、本サービスを利用することにより得た当社独自のサービス運営方法の情報、技術情報、個人情報等をもとに当社と同様の業務を行ってはならないものとします。また、有償無償を問わず、求人企業が本サービスにより得た情報を第三者に提供してはならないものとします。
5. 労働者の行為について、求人企業が労働者の雇用主として使用者責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 求人企業は、当社が会員を最後に紹介した日より 1 年間は、本サービスを通じて知り得た情報を利用し当社を介さずに直接契約又は勧誘する行為を行う場合、当社に対して事前に書面による通知を行い同意を得るものとします。なお求人企業は、別途当社と協議のうえ、当社に対して仲介手数料を支払うものとします。

第 8 条（ID 及びパスワードの管理）

1. 求人企業は、自己の責任において、本サービスに関する ID 及びパスワードを適切に管理、保管するものとし、これを第三者に譲渡、貸与、開示、漏洩してはならないものとします。
2. 求人企業の ID 若しくはパスワード使用上の過失又は第三者の使用等による不利益、損害、改ざん等は、その ID

を保有する求人企業が一切の責任を負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

3. 求人企業は、ID 及びパスワードが第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社に連絡するものとします。

第９条（対価）

1. 求人企業は、労働者が求人企業での勤務を開始するに至った場合、利用細則に定める算定方法及び支払い方法に基づき、当社に対し、人材紹介の対価（以下「仲介手数料」といいます）を支払うものとします。
2. 求人企業が当社に対して支払う仲介手数料は、労働者が求人企業への勤務を開始した後に勤務時間の短縮等の変更が生じた場合においても、利用細則に定める算定方法に基づき算出されるものとし、当該変更内容に影響されないものとします。

第 10 条（応募書類に関する確認）

求人企業は、会員より登録された情報は、当該会員の責任において作成されるものであり、応募書類に虚偽や不備があっても、当社はこれについて一切の責任を負わないものとします。

第 11 条（解除）

1. 求人企業及び当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合には、相手方に対する何らの催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとし、当該解除により相手方に損害が生じても一切の責任を負わないものとします。
   (1) 本規約又は本契約に違反し、相当期間を定めて是正の催告をしたにも拘らず、当該期間中に違反が是正されないとき。
   (2) 差押、仮差押、競売、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は破産、民事再生、会社更生、その他法的倒産手続（本契約締結後に制定されたものを含みます）開始の申立、私的整理手続の開始があったとき、又はそれらのおそれがあるとき。
   (3) 監督官庁より営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき。
   (4) 資本減少、事業の全部又は重要な一部の譲渡、事業の重要な一部の分割、廃止若しくは変更、又は合併によらずに解散したとき。
   (5) 手形又は小切手を不渡としたとき、その他支払停止又は支払不能状態に至ったとき。
   (6) 仲介手数料その他の支払いを怠ったとき。
   (7) 当社が合理的な根拠により求人企業として不適当と判断したとき。
   (8) 前各号の他、信用状態の著しい悪化その他の本契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと合理的な根拠により認められるとき。
2. 本契約が当社からの解除によって終了した場合は、求人企業は、当社に対する本契約に基づく一切の債務の全額について期限の利益を喪失し、当社の定める方法で支払うものとします。

第 12 条（サービスの停止又は中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、求人企業に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断します。なお、それに伴い、求人企業に不利益や損害が生じた場合においても、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社はその一切の責任を負いません。
   (1) システムトラブル等で緊急の保守点検が必要な場合。
   (2) 第一種（電話会社等）及び第二種電気通信事業者（プロバイダ等）の役務が提供されない場合。

(3) 通常のウィルス対策では防止できないウィルスによる被害、火災、停電、天災地変（地震・噴火・洪水・津波等）が発生し、本サービスの提供ができない場合。
(4) 人為的災害（戦争・暴動・騒乱・労働争議等）により本サービスの提供ができない場合。
(5) その他、当社が必要と判断した場合。

第 13 条（サービスの内容変更・終了）

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、又は本サービスの全部又は一部の提供を終了する場合があります。
2. 当社は、2 ヶ月の予告期間をもって求人企業に通知のうえ、本サービスの全部又は一部の提供を終了することができるものとします。
3. 当社は、前二項に基づき当社が行った措置に基づき求人企業に生じた損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第 14 条（賠償責任の制限）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり、通常講ずるべきウィルス対策では防止できないウィルス被害、コンピュータ又は通信回線等の事故による被害、天災地変による被害、その他当社の責めによらない事由により求人企業に生じた被害については、賠償責任を負いません。
2. 当社が、本サービスの提供にあたり責任を負う場合であっても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社が求人企業に対して責任を負う賠償の範囲は、求人企業が直接に被った通常の損害に限られ、逸失利益及び特別損害については含まないものとします。また、賠償額の上限は、求人企業が当社に支払った仲介手数料を上限とします。

第 15 条（秘密保持）

求人企業及び当社（以下「受領当事者」といいます）は、本契約の履行に関連して相手方（以下「開示当事者」といいます）より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供された情報、若しくは開示当事者の技術、営業、業務、財務又は組織に関する一般的には公開されていない全ての情報（以下「秘密情報」といいます）を、本契約の有効期間及び本契約期間終了後も 3 年間（個人情報については期間の定めなく）、秘密として保持し、本契約の履行以外の目的には利用しないものとします。また、受領当事者は、官公署からの法的手続により提出を求められた場合に必要最小限の範囲で開示する場合を除き、開示当事者の事前の書面による同意がない限り、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号に該当する情報（個人情報を除きます）は、秘密情報に含まれないものとします。

(1) 受領当事者に開示される以前からすでに公知となっている情報。
(2) 開示当事者から開示された後、受領当事者の責めに帰すべき事情によらず公知となった情報。
(3) 受領当事者が秘密情報によらず自らが独自に開発、創作等した情報。
(4) 受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法な手段で取得した情報。

第 16 条（個人情報の取扱い）

当社の個人情報の取扱いについて、当社 Web サイト上の「プライバシーポリシー」、「個人情報の取り扱いについて」及び「個人情報適正管理規程」に定める通りとします。

第 17 条（求人企業が取得する個人情報の取扱い）

1. 当社は、求人企業が会員を選考するにあたって必要と認められる限度において、会員の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下「個人情報」といいます）を、求人企業に対して開示・提供するものとします。但し、会員の病歴、併願状況等の、求人条件に何ら関連のない個人情報については、当該会員の個別の承諾を得ない限り、当社は求人企業に対して開示・提供しないものとします。
2. 求人企業は、前項に基づき当社より提供された、会員（採用に至らなかった者も含みます）の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、求人企業の選考及び採用の目的の範囲内でのみ利用するものとし、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、選考及び採用に直接関与する部門の求人企業及び求人企業の役職員以外の第三者に開示又は漏洩してはなりません。

第 18 条（著作権、商標権及びその他の知的財産権）

1. 本サービスによって提供される写真、イラスト等文字・画像等のあらゆる情報（以下「コンテンツ」といいます）の著作権又はその他の知的財産権は当社及びコンテンツ提供者等の正当な権利者に帰属します。
2. 求人企業は、前項に記載する知的財産権者の事前の承認なく、コンテンツの全部又は一部をいかなる方法、いかなる形式によっても複製、転載、改変、その他の二次利用をしてはならないものとします。

第 19 条（情報の保管期間等）

1. 当社は、本サービスを提供するために必要な期間が経過したと判断した場合、本システム上又は当社が管理するサーバ上に蓄積されている、当社又は会員とのやり取りを含む求人企業に関する本サービスに係る一切の情報を削除することがあります。なお、削除後はこれを復元することはできません。
2. 求人企業は、本契約終了後は、求人企業に関する本サービスに係る一切の情報について内容の確認ができなくなることを了承します。なお、当社は、これらの情報について削除の義務を負うものではありません。
3. 求人企業は、前 2 項を踏まえ、自らに不利益又は損害が発生しないために必要な措置を、自己の責任と費用負担において講じるものとします。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. 求人企業及び当社（役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含みます）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）でないことを確約するものとします。なお、求人企業又は当社は、相手方が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と次の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとします。
   (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
   (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
   (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
   (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。
   (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
2. 求人企業又は当社は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとします。
   (1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉、信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
(5) その他前各号に準ずる行為。

3. 求人企業及び当社は、本条に基づき本契約を解除したことにより、相手方に損害が生じても、一切の賠償ないし補償を要しないものとします。

第 21 条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、第 4 条第 1 項によって定まる成立日から 1 年間とします。但し、期間満了の 1 か月前までに相手方より異議申し立てのない場合は、本契約は同一条件にてさらに 1 年間延長されるものとし、以後についても同様とします。
2. 本契約が終了する場合においても、本契約の有効期間中に当社が求人企業に会員を紹介した場合における当該会員に関する仲介手数料の支払いについては、なお本規約の規定が適用されるものとします。

第 22 条（損害賠償）

1. 求人企業が、 当社及び本サービスの信用を棄損するような行為（本サービスを通じた求人募集ではないにもかかわらず、会員に対して本サービスを通じた求人募集であるかのように偽装することを含みますが、これに限りません）により、当社に損害を与えた場合、求人企業は当社に対して損害賠償として金 50 万円（以下、「信用棄損損害賠償額」といいます）を支払うものとします。
2. 前項により当社が被った実損害額が信用棄損損害賠償額を上回る場合、求人企業は、前項に加え、その差額を当社に支払うものとします。
3. 前二項の他、求人企業が、本規約又は本契約に違反し、又は本サービスの利用に際し、当社、会員若しくは第三者に対して損害を与えた場合、求人企業は、その一切の損害を賠償するものとします。

第 23 条（権利義務譲渡の禁止）

求人企業は、本契約上の地位又はこれに関する一切の権利義務の全部若しくは一部を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡、移転又は担保に供してはならないものとします。

第 24 条（分離可能性）

本規約の条項の一部が、管轄権を有する裁判所によって違法又は無効と判断された場合においても、残部の条項はその後も有効に存続します。

第 25 条（協議事項）

求人企業及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約若しくは本契約の解釈に疑義が生じた場合、双方誠意をもって協議のうえこれを解決するものとします。

第 26 条（準拠法及び合意管轄）

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとし、本契約に関する当社と求人企業との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日　2021 年 12 月　1 日
改定日　2023 年　 2 月　1 日
改定日　2023 年 11 月 21 日
改定日　2025 年　 7 月 30 日
改定日　2026 年　6 月　1 日

求人者のみなさまへ

株式会社ルミネ

取り扱うべき職種の範囲その他の業務の範囲

・当事業所の取扱職種は、全職種です。
・当事業所の取扱地域は、国内です。

手数料に関する事項

Ⅰ：求人者から徴収する手数料
・求人者の方へ
別紙の手数料表により申し受けます。

Ⅱ：求職者から徴収する手数料
・求職者の方へ
手数料は一切申し受けません。

求人者の情報に関する事項

・求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者の大出友美です。
・求職者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

苦情処理に関する事項

・苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の大出友美です。
・苦情の申し出があった場合は、誠意をもって対応致します。

返戻金に関する事項

当事業者は返戻金制度を設けておりません。

個人情報適正管理規程

１．個人情報を取り扱う事務所内の職員の範囲は、営業本部　事業推進部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者　大出　友美　とする。

２．職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う１に記載する事務所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年１回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも５年に１回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

３．取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合には、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含みます。以下同じ）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

４．求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者　大出　友美　とする。

以上